

2019年国民生活基礎調査の実施に関するQ & A(よくある質問)

国民生活基礎調査とは

- Q1 国民生活基礎調査は、どのような調査なのですか。
- Q2 調査を行う必要があるのですか。
- Q3 どうしても答えなければいけないのですか。

調査の方法

- Q4 国民生活基礎調査は、どのように行われるのですか。
- Q5 調査票はどのように提出するのですか。
- Q6 忙しいので、郵送で回答したいのですが。

調査内容の保護

- Q7 他の人に回答の内容を知られることはありませんか。
- Q8 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのですか。
- Q9 提出した調査票が課税などの資料に使われたりすることはありませんか。

調査結果

- Q10 2019年の調査結果はいつ公表されるのですか。
- Q11 この調査の結果はどのようなことに使われていますか。
- Q12 調査結果はどこでみることができますか。

調査員

- Q13 調査員はどのような人ですか。
- Q14 顔見知りの方が調査員になっているので、答えたくないのですが。
- Q15 「国民生活基礎調査連絡票」に書いてある訪問日時は不在なのですが、どうすればいいですか。
- Q16 最初に来た人と違う人が調査員だと言って訪問してきましたが、調査員が途中で交代することはあるのでしょうか。

調査の対象

- Q17 調査対象はどのように選ばれるのですか。
- Q18 とんりの家は調査していないのに、私の家がどうして対象になっているのですか。
- Q19 私の家が答えなくても、他の家が答えればいいですよ。

世帯・世帯員の決め方

- Q20 二世帯住宅の場合は、同じ世帯になるのですか。
- Q21 単身赴任で世帯を離れている夫を含めて記入するのですか。
- Q22 自宅を離れて生活している大学生の息子に生活費を仕送りしているので、私の世帯に含めて記入するのですか。
- Q23 親戚の子どもを預かっていますが、その子ども私の世帯に含めて記入するのですか。

調査票の記入

- Q24 調査票への記入のしかたが分からないので、どのようにすればよいのですか。
Q25 病気や怪我などで調査票に記入できないときは、どのようにすればよいのですか。
Q26 住民基本台帳の情報や税情報があるので、調査をしなくてもすむではありませんか。
Q27 国勢調査があるのにこうした調査を行う必要があるのですか。
Q28 国民生活基礎調査と国勢調査の回答者の違いは何ですか。

調査項目

Q29 なぜ、この調査項目を調べているのですか。

【世帯票】

○世帯用（A4）

- 質問1 世帯員数
質問2 現在は世帯を離れている方の有無
質問3 住居の種類及び建て方
質問4 室数及び床面積
質問5 5月中の家計支出総額
補問5-1 育児にかかった費用
補問5-2 仕送りの状況

○世帯員用（A3）

- 質問1 最多所得者
質問2 世帯主との続柄
質問3 性
質問4 出生年月
質問5 配偶者（夫又は妻）の有無
質問6 医療保険の加入状況
質問7 公的年金・恩給の受給状況
質問8 乳幼児（小学校入学前）の保育状況
質問9 手助けや見守りの要否
補問9-1 日常生活の自立の状況
補問9-2 期間
補問9-3 要介護認定の有無
補問9-4 同別居の状況
補問9-5 主に手助けや見守りをしている方の続柄
補問9-6 主に手助けや見守りをしている方の性
質問10 教育
質問11 公的年金の加入状況
質問12 別居している子の有無
補問12-1 最も近くに住んでいる別居の子の居住場所
質問13 5月中の仕事の状況
質問14 1週間の就業日数等
質問15 就業開始時期
質問16 仕事の内容（職業分類）
質問17 勤めか自営かの別
質問18～補問18-3 就業希望の有無等
補問18-4 仕事につけない理由

【健康票】

- 質問1 性・出生年月
- 質問2 入院・入所の状況
- 質問3 自覚症状の有無
- 補問3-1 自覚症状の内容
- 補問3-2 最も気になる自覚症状に対する治療の状況
- 質問4 医療機関等への通院・通所の有無
- 補問4-1 通院・通所している傷病名
- 質問5 健康上の問題による日常生活への影響の有無
- 補問5-1 日常生活への影響の内容
- 質問6 健康上の問題による、床についたり、普段の活動ができなかったりした日数
- 質問7 健康意識
- 質問8 サプリメントのような健康食品の摂取の有無
- 質問9 悩みやストレスの有無
- 補問9-1 悩みやストレスの原因
- 補問9-2 悩みやストレスの相談状況
- 質問10 平均睡眠時間
- 質問11 睡眠による休養充足度
- 質問12 こころの状態
- 質問13 飲酒の状況
- 質問14 喫煙の状況
- 質問15 日ごろ健康のために実行している事柄
- 質問16 過去1年間の健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の受診の有無
- 補問16-1 健診等の受診機会
- 補問16-2 健診等を受診しなかった理由
- 質問17 過去1年間のがん検診の受診状況
- 質問18 過去2年間の胃がん検診の受診状況
- 質問19 過去2年間の子宮頸がん・乳がん検診の受診状況

【介護票】

- 質問1 この調査票の回答者
- 質問2 介護が必要な者の性と出生年月
- 質問3 要介護度の状況
- 質問4 介護が必要となった原因
- 質問5 主に介護する者の介護時間
- 質問6 主に介護する者以外の介護する者の状況
- 質問7 家族等と事業者による主な介護内容
- 質問8 介護サービスの利用状況
- 質問9 介護サービスの費用
- 質問10 介護費用の負担力
- 質問11 介護保険によるサービスを受けていない理由
- 質問12 65歳以上の介護保険被保険者における介護保険料所得段階

【所得票】

- 質問1 性・出生年月
- 質問2 所得の種類別金額
- 質問3～6 課税等の状況（税金、社会保険料）
- 質問7 企業年金・個人年金等

- 質問8 仕送り金額
- 質問9 生活意識の状況

【貯蓄票】

- 質問1 貯蓄現在高
- 質問2 貯蓄の増減
- 質問3 借入金残高

Q1 国民生活基礎調査は、どのような調査なのですか。

A1 国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査です。

国勢調査などと同様に、[統計法（平成19年法律第53号）](#)に基づく、基幹統計として指定されている、わが国の最も重要な調査の一つであり、厚生労働省が1986（昭和61）年から毎年実施しています。2019年調査は、全国で無作為に抽出された約28万世帯に住む全ての世帯員約69万人を対象に行い、これによって、世帯の詳しい実態を把握することができます。

Q2 調査を行う必要があるのですか。

A2 国や地方公共団体における各種行政施策は、現状を正確に把握し、将来の展望に立って行われる必要があります。そのためには、実態を表す客観的なデータである統計結果は不可欠なものです。

国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにします。

また、国民生活基礎調査は、厚生労働省の各種調査の調査客体を抽出するための親標本（母集団（調査対象全体）の抽出枠）を設定するという役割があります。例えば、将来の世帯数の推計に用いられる「世帯動態調査」や、国民の栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにする「国民健康・栄養調査」などに使われています。

このように、わたしたちの生活の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を提供する役割を担っています。

Q3 どうしても答えなければいけないのですか。

A3 正確な調査結果を得るためには、正しい回答が必要となります。もし、回答が得られなかったり、不正確・不完全な回答であった場合、調査の目的である統計が作成できなかったり、精度の低い統計となってしまう、このような統計を利用して、私たちに関わる行政施策や将来計画を作ってしまう、私たちの生活や暮らしが誤った方向に向かってしまうおそれがあります。

この調査の基となっている、[統計法（平成19年法律第53号）](#)では、報告の義務に関する規定があります。

統計調査は、その趣旨を皆さまにご理解いただくことによって成り立つものであり、皆さまのご回答なしには正確な統計はできません。以上の調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

※ 報告義務の規定については第13条をご覧ください。

Q4 国民生活基礎調査は、どのように行われるのですか。

A4 国民生活基礎調査は、厚生労働省が基本的な計画を立案し、都道府県、保健所または福祉事務所を通じて実施されます。各調査世帯には調査員が訪問し、調査票を配布・回収します。

世帯票、健康票、介護票：厚生労働省—都道府県—保健所—調査員—世帯

所得票、貯蓄票：厚生労働省—都道府県—福祉事務所—調査員—世帯

Q5 調査票はどのように提出するのですか。

A5 国民生活基礎調査は調査員によって調査票を配布、回収しています。調査日の前に調査員が、調査対象として選ばれた世帯にお伺いし、調査票を配布し、記入をお願いすることになります。

その後、記入していただいた調査票は、調査員が回収のため改めて調査世帯を訪問しますので、その際に提出をお願いします。

Q6 忙しいので、郵送で回答したいのですが。

A6 国民生活基礎調査は全国の世帯から一部を無作為抽出して全国の状態を推計しているもので、1世帯の回答が数百世帯以上の結果となって反映されます。このため、不正確・不完全な回答をできるだけ防ぐために、原則、調査員による回収を行い、その際、記載内容の確認をしていますので、ご協力お願いいたします。

Q7 他の人に回答の内容を知られることはありませんか。

A7 調査員を始めとする調査関係者は、[統計法（平成19年法律第53号）](#)により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならないこと）が課せられており、これに反した場合には、罰則（懲役又は罰金）が定められております。

また、ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かすなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

※ 各規定については、以下の条文をご覧ください。

- ・ 守秘義務については第41条
- ・ 罰則については第57条

Q8 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのですか。

A8 国民生活基礎調査は、[統計法（平成19年法律第53号）](#)等の法令に基づいて行われるもので、調査対象として選定されたすべての人に報告の義務があります。この報告の義務は、「個人情報の保護に関する法律」により免除されるものではありません。

統計法では、調査に従事する人（国・地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されています。

さらに、統計をつくる目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。集計においては個人が特定できないように行われます。

また、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理・保管され、集計が完了した後は読解できないよう溶解処分されます。

国民生活基礎調査で集められた調査票（個人情報）には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（いわゆる「行政機関個人情報保護法」）は適用されないことになっていますが、このように統計法等に基づく適切な取扱・管理によって調査票（個人情報）は守られています。

※ 各規定については、以下の条文をご覧ください。

- ・ 報告義務の規定については第13条
- ・ 守秘義務については第41条
- ・ 罰則については第57条

Q9 提出した調査票が課税などの資料に使われたりすることはありますか。

A9 そのようなことは決してありません。調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られます。統計を作るためだけに用いられ、課税のために使用したり、その他の目的に用いたりすることは統計法（平成19年法律第53号）という法律で固く禁じられています。

※ 各規定については、以下の条文をご覧ください。

- ・ 守秘義務については第41条
- ・ 罰則については第57条

Q10 2019年の調査結果はいつ公表されるのですか。

A10 2020年夏以降に厚生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）で公表予定です。インターネット等による公表後、報告書などの印刷物も刊行します。

Q11 この調査の結果はどのようなことに使われていますか。

A11 ご回答いただいた調査票は、データ化された後、世帯や世帯員の特性別に分類し、統計数値としてまとめられます。その統計数値の結果は、高齢者対策、少子化対策、健康づくり、就業対策、福祉対策、医療保険・年金制度運営、各種手当制度など、厚生労働行政全般に欠くことのできない重要な資料として有効に活用されます。

詳しくは下記リンク先をご覧ください。

[国民生活基礎調査の利活用状況](#)

Q12 調査結果はどこでみることができますか。

A12 国民生活基礎調査の結果は、集計が完了次第、厚生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）で順次公表することとしていますので、インターネットを通じてご利用していただくことができます。

また、インターネット等による公表後、報告書などの印刷物も刊行します。報告書は、国立国会図書館、厚生労働省図書館、都道府県立図書館等においてご利用いただけます。刊行物センター等で購入することも可能です。

Q13 調査員はどのような人ですか。

A13 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事（市長・区長）に任命されている地方公務員として調査に携わっています。活動中は、写真付きの都道府県知事（市長・区長）が発行した「調査員証」を常に身に付け、見える位置に付けています。

調査員は、重要な役割を担うことから、次の要件を考慮して選考されています。

- ① 責任をもって調査の事務を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者であること。
- ② 秘密の保護に関し、信頼のおける者であること。
- ③ 税務・警察に直接関係のない者であること。
- ④ 選挙に直接関係のない者であること。

Q14 顔見知りの人が調査員になっているので、答えたくないのですが。

A14 担当する地域の地理に明るい調査員が担当することにより調査漏れや重複を防ぐことができます。

そのため顔見知りの人が調査員である場合がありますが、調査員を始めとする調査関係者に対しては、[統計法（平成19年法律第53号）](#)により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならないこと）が課せられています。これに反した場合には、罰則が設けられており調査に記入していただいた内容を他に漏らすようなことは決まっていますので安心してご回答ください。

※ 各規定については、以下の条文をご覧ください。

- 守秘義務については第41条
- 罰則については第57条

Q15 「国民生活基礎調査連絡票」に書いてある訪問日時は不在なのですが、どうすればいいですか。

A15 「国民生活基礎調査連絡票」に書いてある連絡先に、ご都合のよい日時をお知らせいただければ、調査員がその時間にお伺いします。

Q16 最初に来た人と違う人が調査員だと言って訪問してきましたが、調査員が途中で交代することはあるのでしょうか。

A16 調査員が途中で交代することは、やむを得ない場合を除き基本的にありません。もし交代した場合でも、新しい調査員は調査員証を携帯しています。調査員証を携帯していない人が来た場合には、かたり調査の可能性がありますので、あらかじめお配りした『調査のお知らせ』に掲載しているお問い合わせ窓口までご相談ください。なお、世帯票・健康票・介護票の調査員と所得票・貯蓄票の調査員は同一でない場合がありますが、その場合でも、調査員は調査員証を携帯しています。

Q17 調査対象はどのように選ばれるのですか。

A17 全国の世帯の中から統計的な方法によって、無作為に抽出します。

具体的には、全国を約50世帯ごとに区切った区域（国勢調査で設定されている区域）の中から、5,530地域を調査地域として選定し、その選定された調査地域内に居住している全ての世帯、約28万世帯が6月の『世帯票』、『健康票』の調査対象となります。

その5,530地域のうち2,500地域内に居住している介護保険法の要介護者及び要支援者、約6,000人の方については、『介護票』の調査対象にもなります。

次に、その選定された5,530地域を地理的に約25世帯ごとに分割した単位の中から2,000単位を調査単位区として選定し、その選定された単位区内に居住している全ての世帯、約5万世帯が7月の『所得票』『貯蓄票』の調査対象となります。

Q18 となりの家は調査していないのに、私の家がどうして対象になっているのですか。

A18 全国を約50世帯ごとに区切った区域（国勢調査で設定されている区域）の中から、調査対象地域を選定しているため、その区域の分割の状況により、すぐおとなりの家や同じマンション内でも地域が分かれる場合があります。そのため、となりの家は対象となっていないことがあります。対象となった地域に住む全ての世帯は調査対象となります。

Q19 私の家が答えなくても、他の家が答えればいいですよ。

A19 国民生活基礎調査は抽出調査という手法を用いて調査を行っています。これは、「国勢調査」のように全ての世帯の方をお願いするのではなく、国で無作為に抽出を行った地区の皆様をお願いをしています。こうすることで、実際に調査にかかる費用を節約し、また皆様方の負担を減らすことが可能となっています。

そのため、調査にご協力いただく方お一人お一人の回答が同じような状況の世帯を代表する回答となります。その重要性をご理解いただき、ご回答いただきますようお願いいたします。

[目次に戻る](#) 

世帯・世帯員の決め方

Q20 二世帯住宅の場合は、同じ世帯になるのですか。

A20 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、二世帯住宅で住居が一緒でも生計が別の場合には別世帯となり、生計を共にしている場合には一つの世帯となります。

Q21 単身赴任で世帯を離れている夫を含めて記入するのですか。

A21 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、単身赴任で世帯を離れて生活している場合には別の世帯となりますので、単身赴任中の方を含めて記入する必要はありません。

単身赴任先の地域も国民生活基礎調査の対象となっている場合には、その地域の世帯として記入します。

Q22 自宅を離れて生活している大学生の息子に生活費を仕送りしているので、私の世帯に含めて記入するのですか。

A22 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、自宅を離れて生活している場合には別の世帯となりますので、記入する必要はありません。

Q23 親戚の子どもを預かっていますが、その子も私の世帯に含めて記入するのですか。

A23 国民生活基礎調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としています。そのため、調査実施日にたまたま遊びに来ているような場合でなく、住居と生計を共にしている場合には一つの世帯となりますので、同じ調査票に記入をしてください。

Q24 調査票への記入のしかたが分からないので、どのようにすればよいのですか。

A24 国民生活基礎調査（世帯票・健康票・介護票・貯蓄票）では、調査員が調査票と一緒に『記入のしかた』をお配りしています。所得票では、調査項目の右側のページに、参考として記入のしかたを記載しています。それらを見ていただくか、調査員が調査票を受け取りに伺った際に質問してください。

Q25 病気や怪我などで調査票に記入できないときは、どのようにすればよいのですか。

A25 ご自身で記入できない場合は、ご家族や介護をいらっしゃる方などに代わりに記入していただくか、調査員が調査票を受け取りに伺った際に、調査内容を聞き取り、代わりに記入しますのでご回答をお願いします。

Q26 住民基本台帳の情報や税情報があるので、調査をしなくてもすむものではありませんか。

A26 住民基本台帳には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び世帯主の氏名と続柄しかなく、税情報は課税対象となる所得のある方の情報しかありません。

厚生労働行政では医療保険・公的年金の加入状況、職業別の就業者数や、仕送り、社会保険料の内訳などを元に、個人単位だけではなく、世帯単位の状況を分析することが求められていますが、住民基本台帳や税情報から得ることはできません。

厚生労働省の仕事は国民の皆さまの生活に密着したものであることから、国民生活の現状を正確に把握する必要があるため、住民登録等とは関係なく、国民生活基礎調査を行う必要があります。

Q27 国勢調査があるのにこうした調査を行う必要があるのですか。

A27 国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を総合的に把握し、調査結果は、福祉対策、医療保険・年金制度運営、高齢者対策、母子・児童対策などの各種厚生労働行政施策に利用されていますが、これらのデータについては国勢調査では把握することができないため、本調査を行う必要があります。

また、厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査など各種世帯調査の調査地区等を抽出するためのフレームを設定する唯一の調査です。これにより、実際に調査にかかる費用を節約するなど、効率的な調査実施の観点からも、本調査を行う必要があります。

Q28 国民生活基礎調査と国勢調査の回答者の違いは何ですか。

A28 国民生活基礎調査は抽出調査という手法を用いて調査を行っています。これは、「国勢調査」のように全ての世帯の方をお願いするのではなく、国で無作為に抽出を行った地区の皆様をお願いをしています。こうすることで、実際に調査にかかる費用を節約し、また皆様方の負担を減らすことが可能となっています。そのため、調査にご協力いただく方お一人お一人の回答が同じような状況の世帯を代表する回答となります。その重要性をご理解いただき、ご回答いただきますようお願いいたします。

Q29 なぜ、この調査項目を調べているのですか。

【世帯票】

○世帯用（A4）

質問1 世帯員数

国民生活基礎調査では、調査の単位である世帯を構成する人数が正確に把握することが基本となります。このため、世帯の構成員全員が漏れなく確実に把握されているかどうかを確認するためのものです。

質問2 現在は世帯を離れている方の有無

世帯の小規模化の要因を把握するとともに、世帯や世帯員の日常生活に精神的、経済的に大きな影響を及ぼしている世帯を離れている方を有する世帯の実態を明らかにするものです。

質問3 住居の種類及び建て方

世帯の生活の場である住居の状況と世帯構成との関係を明らかにするためのものです。持ち家に住む世帯、民営の借家に住む世帯、公営の賃貸住宅に住む世帯など住居の所有関係と住宅の規模、世帯人員などを組み合わせて得られる統計は、今後の社会保障施策等の検討のために欠くことのできない基礎資料です。

質問4 室数及び床面積

住宅の規模に関する資料を得るための項目で、住宅の所有関係や世帯の規模・構成、高齢者の状況などと組み合わせて、世帯の特性と住居の規模・居住密度、家庭での介護能力との関係などを明らかにするためのものです。

質問5 5月中の家計支出総額

家庭の消費支出について、「母子世帯」、「高齢者世帯」など他の世帯との比較分析を行い、所得保障施策等の検討の基礎資料を得るものです。

補問5-1 育児にかかった費用

少子化の一因として、育児にかかる費用が世帯の支出に占める割合が大きいといった経済的要因があると考えられています。

このため、世帯の支出に占める育児にかかった費用を把握し、少子化対策の基礎資料とするものです。

補問5-2 仕送りの状況

核家族化が進んでいる一方で、家族間による相互扶助の必要性について議論されています。こうした議論の基礎資料とするため、親及び子に対する経済的支援の状況の実態を把握するものです。

○世帯員用（A3）

質問1 最多所得者

質問13「5月中の仕事の状況」と質問17「勤めか自営かの別」の項目とあわせて、その世帯が主にどの就業形態から所得を得ているか把握するための基本項目となります。

質問2 世帯主との続柄

世帯主との続柄は、生活の基本的な単位である世帯の構成員どうしの関係を示すもので、世帯に関する統計を作るための基礎となる世帯の型を区分する上で不可欠なものです。性・年齢・配偶者の有無などと組み合わせて作られる、例えば、夫婦のみの世帯、高齢者の世帯、母子世帯など世帯の型別の統計は、人口の高齢化や核家族化に伴う各種の施策や計画を立てるためになくしてはならないものです。

また、世帯や家族の構成の変化を分析する上でも貴重な資料を提供します。

質問3 性

人口についての最も基本的な属性の一つであり、人口についての統計では不可欠の項目です。年齢別の人口や就業状態など多くの面で性別にみた構造に違いがあるため、各種の施策を進め、将来的な計画を立てるためには、性別にみた資料が必要となっています。

質問4 出生年月

性別とともに、人口についての最も基本的な属性の一つであり、この項目から得られる年齢に関する統計は、少子高齢化が進む我が国の人口構造の分析のためには欠くことのできないものです。

質問5 配偶者（夫又は妻）の有無

人口の年齢区分ごとの配偶関係を明らかにするもので、性・年齢・世帯主との続柄などと組み合わせ得られる統計は、出生力の分析のために不可欠な資料となります。

また、この項目を用いて得られる高齢者のいる世帯、母子世帯、父子世帯などの世帯の構造に関する統計は、福祉対策などの資料として利用されます。

就業の状態と組み合わせた統計は、既婚女性の就労など、女性の仕事に関する各種施策を進める上で欠くことのできない資料となります。

質問6 医療保険の加入状況

医療保険制度への加入状況を性・年齢・職業などと組み合わせ観察するほか、国民健康保険加入世帯、被用者保険加入世帯といった世帯単位での統計は、7月に行われる所得票調査等の結果との関連分析により医療費負担能力の把握に用いられるなど、適切な医療保険制度運営のための資料となります。

質問7 公的年金・恩給の受給状況

高齢者世帯などへの所得保障施策としての年金・恩給の受給状況を、性・年齢・配偶者の有無などと組み合わせ統計を作るほか、世帯単位にも観察し、その行政効果、浸透状況を明らかにするものです。

質問8 乳幼児（小学校入学前）の保育状況

少子高齢化社会における乳幼児の健全育成、就労している母親のための保育支援は重要な行政課題であることから、世帯の保育の実態を把握するものです。

質問9 手助けや見守りの要否

日常生活に何らかの手助けや見守りが必要な社会的弱者とされる人々への対策が求められており、その基礎資料が必要とされています。この項目は、そうした方々をとらえるとともに、世帯票の手助けや見守りに関する事項において、その状態を詳細に把握するための導入部です。

なお、6歳未満の乳幼児については、手助けや見守りが、いわゆる介護と別の意味合いを持つことから、調査の対象としておりません。

補問9-1 日常生活の自立の状況

補問9-2 期間

世帯にいる手助けや見守りを必要としている方の実態は、日常生活の自立の状況を聞くことにより把握されます。

また、介護期間の長期化が家庭に与える影響は、物理的にも精神的にもかなりの負担となっています。

この項目は、現在の自立状況の状態になってからの期間を明らかにし、在宅介護の支援・相談体制を充実させていくための基礎資料となります。

補問9-3 要介護認定の有無

平成12年4月に介護保険制度が施行され、介護保険法の要介護者及び要支援者のいる世帯の実態把握は大変重要となっています。この項目は介護票で把握される各調査項目との関連分析を通じ、今後の介護サービスに関する諸施策の企画のための基礎資料とするものです。

補問9-4 同別居の状況

補問9-5 主に手助けや見守りをしている方の続柄

補問9-6 主に手助けや見守りをしている方の性

手助けや見守りを要する者と介護する人との同別居の関係や続柄・性をとらえることにより、在宅の介護状況を明らかにし、介護保険制度などの在宅介護支援体制の各種施策の充実を図るための基礎資料とするものです。

質問10 教育

社会経済情勢の変化に対応して多様化する国民生活の実態を、世帯の基本的属性の一つである教育面から明らかにし、就業状況・所得・健康状態などと組み合わせた分析が可能となります。

また、特別支援学校・特別支援学級については、障害者雇用促進・能力開発といった障害者の教育状況と就業状況、就業希望や所得と組み合わせることで、施策推進の検討のための基礎資料とするものです。

質問11 公的年金の加入状況

厚生労働省は、長期にわたる老後生活の柱としての役割を果たすものは公的年金制度であると考え、その安定的運営に努めていますが、この項目は、世帯員の加入状況を把握し、年金の財政検討などのための基礎資料を得るものです。

質問12 別居している子の有無

補問12-1 最も近くに住んでいる別居の子の居住場所

近年、どの程度子どもと同居しているか、様々な意味合いから関心を集めています。

一方で、子どもと同居していない人に別居の子どもがいるかどうか、いる場合はその居住場所がどれくらいの距離にあるかについて、世帯の介護の状況や保育の状況などと合わせて観察していく必要があることから、把握するものです。

質問13 5月中の仕事の状況

世帯員の就業状態を把握し、仕事をしている人については、就業の形態を把握することにより、経済活動の実態を全国、地域別に明らかにするものです。性・年齢などと組み合わせ得られる資料は、各種の施策のための基礎資料となります。

質問14 1週間の就業日数等

近年、働き方の多様化はますます進んでおり、各世帯の置かれた状況に合わせ柔軟に対応出来る環境作りが不可欠となっています。

少子高齢化が進む中で、就業時間や日数は介護や保育の時間の確保に加え、それらに関する医療施設や社会福祉施設等の充実といった社会的ニーズと密接に関係しています。

この項目は働き方の把握の一つとして、対応する施策立案への基礎資料となります。

質問15 就業開始時期

就業開始時期を把握することで、就業期間と所得などとの関係を明らかにすることが可能となり、例えば女性が出産や育児で離職した後で再就職したような場合の就業先や所得等との関係を観察するなどの少子化対策での活用が期待出来ます。

質問16 仕事の内容（職業分類）

質問17 勤めか自営かの別～補問17-2 企業規模・官公庁の別

仕事をしている人といっても、自分で事業を経営している人、雇われている人、自家営業の手伝いをしている人など、その形態は人によって様々であるため、雇用に関する施策や経済構造の分析には、性・年齢・職業などと組み合わせてみた資料が必要となります。

「勤めか自営かの別」の項目は、このような就業の形態を明らかにするとともに、その世帯の最多所得者の事項とあわせて世帯の基本属性の一つである世帯業態（雇用者世帯、自営業者世帯等）の区分を行うためにも用いられます。

また、近年非正規雇用の増加とそれに派生する格差の問題は大きな注目を集めており、実態の把握や今後の施策における活用が期待出来ます。

質問 18～補問 18-3 就業希望の有無等

補問 18-4 仕事につけない理由

高齢者の生きがいや自立、女性の家庭と仕事の両立等は少子高齢化社会の重要な課題です。

「就業希望の有無」と「仕事につけない理由」の項目では、仕事をしていない人の就業意欲を把握することと、就業意欲は十分ありながら就業できない人の理由を明らかにし、女性の家庭と仕事の両立支援のための保育環境の整備や高齢者の生きがい対策など、各種施策のための基礎資料とします。

【健康票】

質問 1 性・出生年月

世帯票などの他の調査票とリンケージを行うための項目です。

質問 2以降の調査結果は、この性及び出生年月から算出される年齢を基本情報として集計・分析します。

質問 2 入院・入所の状況

全国の医療機関への入院者数、介護保険施設への入所者数及びそうした人のいる世帯数を把握する項目です。入院・入所者については、調査が難しいため、本質問において質問の分岐を行います。

質問 3 自覚症状の有無

国民生活基礎調査では、国民の健康状態を、単に傷病の有無によって把握するのではなく、自覚症状の有無、通院・通所の有無、健康上の問題による日常生活への影響の有無の三つをそれぞれ独立した指標として用いることにより、総合的に把握することとしています。この項目は、その中の一つである自覚症状の有無を把握する項目です。

補問 3-1 自覚症状の内容

どのような自覚症状をもっているかを把握する項目です。この項目の結果は、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標（高齢者の健康）として、健康日本 21（第二次）にも利用されます。

補問 3-2 最も気になる自覚症状に対する治療の状況

最も気になる自覚症状に対する対処方法について把握する項目です。

質問 4 医療機関等への通院・通所の有無

国民の健康状態を示す指標の一つである病気やけがで病院や診療所（医院・歯科医院）への通院や、あんま、はり、きゅう、柔道整復師（施術所）への通所の有無を把握する項目です。

補問 4-1 通院・通所している傷病名

どのような傷病で通院・通所しているのか、傷病の種類を明らかにするための項目です。

質問 5 健康上の問題による日常生活への影響の有無

国民の健康状態を示す指標の一つである健康上の問題による日常生活への影響の有無を把握する項目です。この項目の結果は、健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標として、健康日本 21（第二次）にも利用されます。

補問 5-1 日常生活への影響の内容

健康上の問題による日常生活への影響の内容を把握する項目です。

質問6 健康上の問題による、床についたり、普段の活動ができなかったりした日数
健康上の問題で床についたり、普段の活動ができなかったりした日数を把握する項目です。

質問7 健康意識

主観的な健康意識を把握する項目です。先に述べた三つの健康指標、悩みやストレス、健診等の受診状況等との関連を分析することにより、健康意識がどのような健康状態を反映しているのか、健康意識によって健康保持増進のための行動がどのように異なるかを明らかにします。

質問8 サプリメントのような健康食品の摂取の有無

国民自らの健康志向の状況、健康のために心がけていることとしてサプリメントのような健康食品を摂取しているかを把握するための項目です。

質問9 悩みやストレスの有無

悩みやストレスの有無を把握する項目です。この項目の結果は、精神疾患の医療体制構築に係る現状把握のための指標として、医療計画にも利用されます。

補問9-1 悩みやストレスの原因

悩みやストレスの原因を把握する項目です。この項目の結果は、医療計画に利用されています。

補問9-2 悩みやストレスの相談状況

悩みやストレスをどのように相談しているかを把握する項目です。

質問10 平均睡眠時間

1日の平均睡眠時間を把握する項目です。睡眠による休養充足度との関係を明らかにします。

質問11 睡眠による休養充足度

睡眠によって休養が充分にとれているかを把握する項目です。この項目の結果は、健康日本21（第二次）分析評価事業にも利用されます。

質問12 こころの状態

気分・不安障害等のこころの健康を把握する項目です。この項目の結果は、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標（こころの健康）として、健康日本21（第二次）にも利用されます。

質問13 飲酒の状況

飲酒習慣の有無と1日あたりの飲酒量を把握する項目です。この項目の結果は、健康日本21（第二次）分析評価事業にも利用されます。

質問14 喫煙の状況

喫煙習慣の有無と平均的な喫煙本数を把握する項目です。この項目の結果は、急性心筋梗塞の医療体制構築に係る現状把握のための指標として、医療計画にも利用されます。

質問15 日ごろ健康のために実行している事柄

日ごろから生活習慣として行っている事柄を把握し、国民の自主健康管理への取り組みを明らかにします。

質問 16 過去1年間の健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の受診の有無

健診等（健康診断、健康審査及び人間ドック）の受診の有無を把握する項目です。この項目の結果は、脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病の医療体制構築に係る現状把握のための指標として、医療計画にも利用されます。

補問 16-1 健診等の受診機会

健診等を受診した場合、受診機会を把握する項目です。この項目の結果は、受診率向上の基礎資料として活用されます。

補問 16-2 健診等を受診しなかった理由

健診等を受診しなかった理由を把握する項目です。この項目の結果は、受診率向上の基礎資料として活用されます。

質問 17 過去1年間のがん検診の受診状況

がん検診の受診状況及び受診機会を把握する項目です。この項目の結果は、健康日本21（第二次）、がん対策推進基本計画にも利用されます。

質問 18 過去2年間の胃がん検診の受診状況

胃がん検診の過去2年間の受診状況及び受診機会を把握する項目です。この項目の結果は、健康日本21（第二次）、がん対策推進基本計画にも利用されます。

質問 19 過去2年間の子宮頸がん・乳がん検診の受診状況

子宮頸がん・乳がん検診の過去2年間の受診状況及び受診機会を把握する項目です。この項目の結果は、健康日本21（第二次）、がん対策推進基本計画にも利用されます。

【介護票】

質問 1 この調査票の回答者

介護を要する者本人と本人以外の家族等とは、介護サービスを受けていない理由などの回答内容に違いがあるかを把握する項目です。

質問 2 介護が必要な者の性と出生年月

介護を要する者の基本情報として把握する項目です。

質問 3 要介護度の状況

介護を要する者について、ここ1年間における要介護度の変化の分析を行い、在宅介護のあり方を検討する基礎資料とします。

質問 4 介護が必要となった原因

介護が必要となった原因群と主な原因との関係分析、要介護度等との関係分析を行い、介護予防対策を検討する基礎資料とします。

質問 5 主に介護する者の介護時間

主な介護者の状況を把握し、介護サービスの利用状況との関連をみることにより、在宅介護支援、負担軽減等を検討する基礎資料とします。

質問 6 主に介護する者以外の介護する者の状況

家族による介護内容を把握し、家族介護の負担軽減等を検討する基礎資料とします。

質問7 家族等と事業者による主な介護内容

家族等による介護内容とサービス事業者による介護内容を把握し、家族介護の負担軽減等を検討する基礎資料とします。

質問8 介護サービスの利用状況

介護サービスの利用状況を把握し、利用者の状態や家族介護の状況別にサービスの種類をみることにより、介護サービスの供給体制整備を検討する基礎資料とします。

質問9 介護サービスの費用

世帯における介護の経済的な負担度をみることにより、今後の在宅介護支援を検討する基礎資料とします。

質問10 介護費用の負担力

「要介護者の所得段階区分」と併せ、高齢者の介護費用の負担力を把握し、今後の利用者負担の基礎資料とします。

質問11 介護保険によるサービスを受けていない理由

認定を受けていながら、サービスを受けていない者について、どのような理由がありサービスを利用しないのかを把握し、今後の施策推進の基礎資料とします。

質問12 65歳以上の介護保険被保険者における介護保険料所得段階

介護保険制度の推進にあたり、要介護者等の保険料の支払い能力をよりの確に把握する項目です。

【所得票】

質問1 性・出生年月

個人の基本情報として把握するものです。なお、この項目は、6月に実施された世帯票・健康票調査とのリンケージにも用いられます。

質問2 所得の種類別金額

所得の種類別に調査を行っているのは、大別して二つの理由があります。

一つは、総所得額の把握では十分な分析が困難なことです。例えば、その所得が農耕所得であるか、雇用者所得であるか、あるいは年金・恩給であるかによって、生活状態や外的要因による経済的影響はかなり異なります。

また、高齢者世帯の総所得における公的年金の割合がどの程度であるかという、厚生労働省として大きな関心を払うべき実態も、本調査のような調査方法でない限り把握が不可能です。

もう一つは、調査技法上の点から、所得を種類別に計上していただくことによって正確な金額が把握でき、また、他府省等の所得関係調査（家計調査、全国消費実態調査など）との比較検証が可能となります。

質問3～6 課税等の状況（税金、社会保険料）

国民の皆さまの生活実態・水準を観察するとき、税込み所得のままでは必ずしも適当とはいえない側面があります。こうしたことから、非消費支出としての所得税、住民税、固定資産税・都市計画税、自動車税等、社会保険料の額を把握することにより可処分所得の実態をとらえ、他の調査事項とのクロス観察を行うものです。

質問7 企業年金・個人年金等

老後の所得保障の検討に当たっては、国民の自助努力も重要な要素であることから、老後の所得保障の一翼を担う、企業年金・個人年金等の掛金の支払状況を把握するものです。

質問8 仕送り金額

家族間等による相互扶助の必要性について検討するための基礎資料として、経済的支援の状況の実態を把握するものです。

質問9 生活意識の状況

世帯の所得状況がどうであるかという把握に加えて、それぞれの世帯の生活実感という意識面の動向を把握し、その経済状況により一層の客観性をもたせるための補完情報として利活用するものです。

【貯蓄票】

質問1 貯蓄現在高

質問2 貯蓄の増減

質問3 借入金残高

厚生労働省では、長期にわたる老後生活の支柱としての役割を公的年金が担当し、これを補完して、老後生活を個性豊かに生きるための自助努力を私的年金が担当することにより、はじめて「豊かな老後」が実現可能になると考えています。今後年金制度をはじめとする各種所得保障政策の検討、社会保障費用負担能力の検討の際、単に所得の把握だけでは不十分であり、調査時点で保有している資産状況及び負債の状況をも併せて観察することが重要であることから、調査を行っているものです。

[目次に戻る](#) 